

民事訴訟最終通告書

事件番号 XXXXXXXXXX

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体より、総合消費料金の不払いによる契約不履行に基づき訴訟が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の許可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押えを強制的に執行させていただきます。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生いたしますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 7月4日

民事総合調停センター お問い合わせ・相談窓口

受付時間 (日、祝日は除く)

平日9:00~20:00/ 土曜日11:00~17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

